

「横浜市人権施策基本指針」改訂素案に対する パブリックコメントの実施について

このたび、下記要領に基づき、パブリックコメント（意見募集）を実施しますので、地域の方々に幅広く御意見をいただけるように周知について御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 横浜市人権施策基本指針の概要

「横浜市人権施策基本指針（以下「指針」という。）」は、平成 8 年の有識者や人権団体の代表者などで構成された「ゆめはま人権懇話会」による提言を受け、人権尊重を基調とする市政及び人権施策の総合的・体系的推進を図るため、平成 10 年に策定されました。

2 指針の改訂

本指針は、人権問題に関する国等の動向や社会情勢の変化、本市が行う「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、災害に伴う人権問題などの新たな人権課題や、障害者差別解消法など人権に関する法整備が進んでいる状況に対応するため、改訂を行います。（前回改訂：平成 23 年）

なお、改訂にあたっては、庁内での検討や意見交換を重ねるとともに、有識者や当事者団体・支援者団体等で構成された横浜市人権懇話会（平成 24 年度設置）を開催し、幅広い意見を聴取してきました。

3 パブリックコメントの募集要領

（1）期間

平成 28 年 7 月 5 日（火）から 8 月 15 日（月）

（2）資料の配布・閲覧場所

各区役所区政推進課、市民局人権課・市民情報センター、
地区センター等市民利用施設

- ・素案の概要版については点字版・音声版も配架します。
- ・横浜市ホームページにも掲載します。

（3）御意見の提出方法

- ① 郵便（素案の概要版添付の専用はがき（切手不要））
- ② ファクシミリ
- ③ 電子メール

4 その他

募集資料を各单位町内会につき 1 部を送付させていただく予定です。

担 当：市民局人権課

北川・鈴木

電 話：6 7 1－2 7 1 8

F A X：6 8 1－5 4 5 3

E-mail：sh-jinken@city.yokohama.jp

横浜市 人権施策基本指針

改訂素案

一人ひとりの市民が
互いに人権を尊重しあい
ともに生きる社会の実現をめざして

皆様の御意見をお寄せください

募集期間

平成28年 **7月5日(火) ~ 8月15日(月)**

御意見については12ページのはがき等を御利用になりお寄せください。

第1章 人権問題についての基本認識

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と呼びかけた「世界人権宣言」*が昭和23年(1948年)の国連総会で採択されて以来、人権に関わる様々な課題に対する不断の取組が続けられています。

*「世界人権宣言」… 前文と30ヶ条からなり、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。

横浜市における人権問題に対する現状認識

(1) 人権問題の現状

今日、国際的には雇用のボーダーレス化とともに、経済活動のグローバル化が進展しています。また、国内においては、急激な少子高齢化や家族形態の多様化、雇用の規制緩和による性別や世代を問わない非正規雇用の増加、地域社会における連帯や家族との絆の希薄化など社会構造の大きな変化のさなかにあります。こうした変化は、人々の人権問題に対する意識にも影響を与えます。

そこで横浜市では、市民の人権に関する意識を把握するため、概ね5年ごとに「人権に関する市民意識調査」を実施しています。

平成27年(2015年)に行った調査において、「あなたは、どの人権問題に関心がありますか」という問いに対しては、①インターネット上での人権問題、②子どもの人権問題、③女性の人権問題、④障害児・者の人権問題、⑤高齢者の人権問題が上位5位を占めました。



(2) 偏見や差別の要因

人権問題には、それぞれ固有の歴史や背景があり、また、その実態や事象にも違いが見られますが、市民や有識者で構成された「ゆめはま人権懇話会」*は「人権を尊重する社会をめざして—人権施策推進への提言—」（平成8年（1996年））において、どの人権問題にも偏見や差別の底流には、①知識不足からくる誤解や一方的決め付け②異質なものを排除する心理③異なる価値観の否定④固定化した観念などの心理が働いていると指摘しています。

これらの意識や心理は、その社会における多数者（マジョリティ）や優越的な立場にある人々の間で、それが当然であるかのように意識化され、少数者（マイノリティ）や劣位に置かれた人々に向けられるために、偏見や差別であると気づきにくくなっています。

また、差別的なものの見方や偏見は、往々にして差別される側に問題や原因があるかのごとく考えられがちです。「提言」が指摘した偏見や差別が生み出される構造は、今日においても変わっていません。

*「ゆめはま人権懇話会」…平成22年度（2010年度）を目標年次とした総合計画「ゆめはま2010プラン」において人権施策指針づくりが挙げられ、それに伴い、施策推進の基本理念や方向性について市民の意見を聞くために設置された。

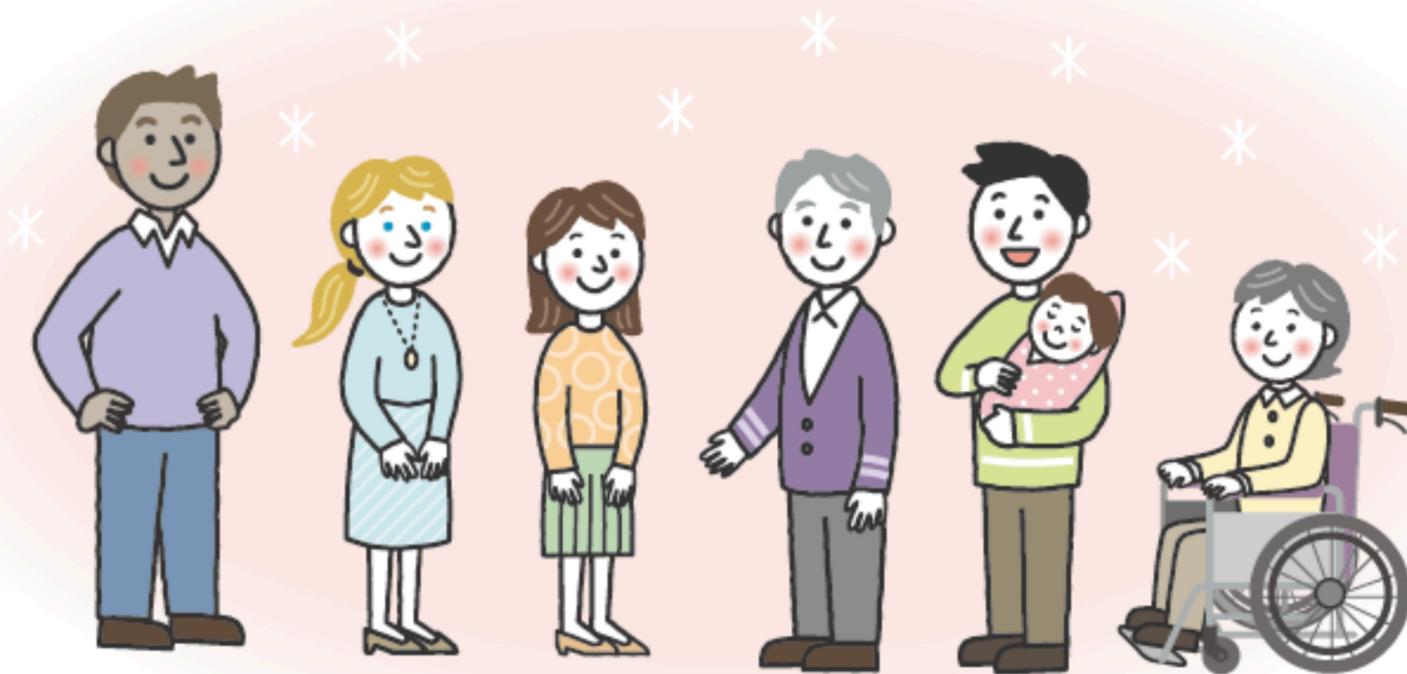
人権の基本的な考え方

(1) 個人の尊厳と可能性の発揮

人は、誰もがかけがえのない存在であり、一人ひとりが多様な個性と豊かな可能性を有しています。人権とは、その基盤となる一人ひとりの尊厳と固有の権利です。それらが保障されることによって、人は希望を持ち、努力し、可能性を発揮することができます。

(2) 相互の人権の尊重

人権は、誰もが等しく持っているものです。全ての人々が互いの人権を尊重しあうことが自らの人権が尊重されることにつながります。



第2章 人権施策基本指針策定にあたって

指針策定の背景

横浜市では、平成8年(1996年)の「ゆめはま人権懇話会」における、「人権を尊重する社会をめざして」と題する提言では、人権問題の解決に向けて、横浜市が基本的に留意すべき点として

- ① 人権尊重の文化・風土づくりに向けた、豊かな人権感覚をはぐくむための啓発・教育等の取組
- ② 人権施策推進の基礎となる人権問題の現状を把握するための取組
- ③ 人権擁護を進める社会的システムの整備の推進
- ④ 取組を効果的に進めていくためのネットワークづくり

が掲げられました。

その提言を受け横浜市は、平成10年(1998年)、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点を持って推進するとともに、市民、地域団体、事業者にもその取組を呼びかけるために「横浜市人権施策基本指針」を策定しました。

指針の位置づけ

(1) 指針とは

横浜市のあらゆる施策・事業について、人権尊重の視点をもって推進するための基本姿勢を示すとともに、横浜市における人権施策の取組の全体像を明らかにするものです。

横浜市は、一人ひとりの市民の人権が尊重され、市民が社会生活や日常生活の中で互いに人権に対する意識を高め合うことにより、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指します。

(2) 横浜市の取組

横浜市は、各種基本計画や行動計画に、本指針の内容を踏まえ人権尊重の視点を盛り込み、人権施策を総合的・体系的に推進することで、人権に関する諸課題の解決に向け全庁的に取り組んでいます。

(3) 市民、地域団体、事業者との協働を提唱

横浜市は、行政の責務として人権問題の解決に取り組んでいくとともに、社会全体で取り組むために、市民、地域団体、事業者についても本指針の趣旨に賛同いただけるよう働きかけます。そして、ともに人権尊重の社会環境づくりを進めるための協働を提唱します。

改訂について

横浜市は、平成10年(1998年)に指針を策定後、人権に関わる施策を常に市の重要課題として位置づけ、取組を進めてきました。その後、平成23年(2011年)には人権施策の一層の推進を図るとともに、人権に対する理解と取組を社会全体で深めていくため、最初の改訂を行いました。それから約5年が経過し、今日では、人権問題は極めて多様化・複雑化しており、依然として存在している人権問題のほか、インターネットを通じた人権問題や東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故に伴う人権問題、ハラスメント等の新たな人権問題などが認識されるようになりました。また、前回の改訂以降、人権に関する法整備も進んでいる状況です。

このたび、こうした人権をめぐる様々な状況を踏まえ、指針の改訂を行いました。

第3章 人権施策推進の考え方

基本姿勢

市民一人ひとりの人間としての尊厳が守られる社会の実現のため、横浜市職員は、次の基本姿勢をはじめとする人権に関する認識の上に、取組を行います。

①人権尊重を基調とした市政

一人ひとりの人権が尊重されることは、誰もが安心して市民生活を営むために欠くことのできないものです。横浜市は、人権の尊重を市政運営の基調とします。

②差別されている当事者の立場に立つ

横浜市は、差別や偏見のために傷つき苦しんでいる人や「生きづらさ」を抱えている人（以下「差別されている当事者」という。）の立場に立つ、差別をなくす姿勢で市政運営にあたります。

③市政を担う職員の人権意識の向上

全ての職員は、担当職務に習熟することはもとより、人権感覚を磨き、幅広い人権に関する理解と問題意識をもって業務の遂行にあたります。

④地域社会全体の取組への支援

横浜市は様々な人権に関わる課題を解決していくために、一人ひとりの市民、地域団体、事業者における主体的な取組を積極的に支援します。

取組に向けた視点

(1) 人権問題への理解を深めるために

- ア 人権問題を自分の問題として考える
- イ 「差別されている当事者がいる」ことを認識する
- ウ 差別されている当事者とコミュニケーションをする
- エ 差別されている当事者の「思い」を知る
- オ 差別されている当事者は複合的な困難を抱えていることが多いと認識する

(2) 人権問題の取組を推進するために

- ア エンパワメント*支援の姿勢で取り組む
- イ 様々な立場の人々の視点で考える
- ウ 人権に関する国内外の取組の動向を把握し、幅広い視点で考える
- エ 国際人権基準の観点から考える
- オ 社会情勢の変化を人権の視点から考える
- カ 施策等を人権の視点から点検する
- キ 個別分野の取組と人権全般に共通する課題への取組を連動させる
- ク 市民の意見の把握に努める
- ケ 人権関係団体・NPO法人などと行政の協働を推進する
- コ プライバシー保護の徹底と啓発に努める



*「エンパワメント (Empowerment)」… 個人や集団が、その置かれた状況に気づき、課題を自覚して自ら状況を改善する力を発揮することをいう。

第4章 人権施策推進のための取組

調査・現状把握

人権問題の多くは、見えにくく、気づきにくいことから偏見や差別により苦しんでいる人々が置かれている状況を周囲の人が認識することの難しさがあります。依然として社会の中には様々な偏見や差別が存在していますが、その実情や社会が取り組むべき課題は十分明らかになっていないのが現状です。

横浜市では、これまでも定期的な「人権に関する市民意識調査」や分野ごとの生活実態調査などを通して現状把握を行ってきましたが、今後も、各種の調査を通して市民意識の動向を把握するとともに、相談・対応事例の検証・蓄積などによって、よりの確な現状把握に努めます。



研修・教育・啓発の推進

差別をなくす取組を進めるためには、差別されている人々の視点に立って、その解決を図っていく必要があります。このため、まず職員及び教職員などが、人権問題を解決する社会的な責務を自ら強く認識し、何よりも自らの人権感覚を高めるために人権研修に積極的に参画します。

そして、市民が主体的に、また、様々な年齢層や生活様式の方々が参加できる啓発活動を推進します。学校教育においては、引き続き子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します。



人権研修の充実

- 全ての職員が人権問題を正しく理解し、自分の問題として捉え、それぞれの分野においてその解決に向けて取り組むよう、人権研修を充実します。
- 教職員一人ひとりが人権問題を自らの問題として認識し、一人ひとりの子どもを大切にするとともに、様々な背景をもつ子どもたちの思いを受け止められるよう教職員に対する人権研修を充実します。
- 民間事業者による人権研修を支援します。

人権教育の充実

- 学校では、自分が大切にされていると感じることができる教育環境づくりとともに、「児童の権利に関する条約」の理解を深める取組を行います。
- 子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムにより人権を尊重する意識を育てます。
- 学校と地域が一体となった取組や、大学などとの連携、生涯学習における市民の主体的な学習を支援します。

積極的な啓発活動の推進

- 市民の主体的な自己啓発などの取組を支援するとともに、多様な参加機会と最新の情報を提供していきます。
- 参加者がともに考え、感動や共感を得ることができるよう啓発手法を工夫します。
- より充実した啓発活動となるよう参加者へのアンケートなどを実施し、その回答内容を分析することで事業の実施効果の評価・点検を行い、新たな事業計画に生かします。

権利擁護システムの構築

全ての人々が人権を尊重され、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権を侵害されている人の様々な相談を受け、適切な機関による救済が受けられるような社会の仕組みが必要です。

横浜市では、国などの関係機関をはじめ人権関係団体・NPO法人などとの密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に取り組みます。また、地域において人権問題に取り組んでいる人権擁護委員については、その制度などを周知するとともに活動への支援を行います。

福祉や教育など分野ごとの相談については、的確な助言・指導ができるよう職員の資質の向上や相談機能の充実を図るとともに、相談機関相互の連携を強化します。

また、人権問題に取り組む人権関係団体・NPO法人などをはじめとした市民・地域などとのネットワークの拡充を図ります。なお、人権を擁護する上で重要な市民のプライバシー保護については、必要かつ十分な配慮が図られるものとしていきます。

権利擁護

- 人権を侵害されている人々の権利擁護
- 施設などにおける利用者の人権擁護
- 人権擁護委員活動への支援

相談・支援

- 相談機関の周知
- 相談体制の充実
- 相談に関わる人材の育成と研修の充実
- 人権関係団体・NPO法人などとの連携による相談・支援体制の充実
- 相談機関相互及び専門機関との連携

人権ネットワークの形成

人権問題に取り組む上で最も重要なことは、社会全体で取り組むという合意と人権を擁護するシステムを構築することです。

とりわけ、差別や偏見に傷つき、苦しむ人々に寄り添い支援する人権関係団体・NPO法人などをはじめ社会全体がネットワークを構築して取り組むことが重要です。

また、ネットワーク化にあたっては、それぞれの組織の自主性を尊重しつつ機能的に役割を分担して、その特性を生かした連携体制の確立に努めます。

市内部のネットワークづくり

人権施策の総合的・体系的な推進を図るため、横浜市人権施策推進会議を設置し、関係部署との連携を一層推進します。

行政間のネットワークづくり

国、県、市町村の関係機関がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら施策を推進します。

行政と民間とのネットワークづくり

公的機関・制度では対応しきれない多様な要望に対応するため、双方の役割分担や関係の在り方などを踏まえ、人権関係団体・NPO法人などと行政の連携・協力を一層推進します。

民間のネットワークづくり

人権関係団体・NPO法人などと相談機関や医療機関などの関連機関が情報やノウハウを提供し合うなど連携・協力を推進します。また、人権関係団体・NPO法人などの役割や活動内容について、様々な機会を通じて市民及び企業へ周知を図るとともに、交流機会の提供などの支援を推進します。

第5章 様々な人権課題への取組〈施策の方向性〉

女性

性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会に向けて施策を推進します。

●調査・現状把握

- ・男女共同参画に関する市民意識調査の実施
- ・女性の就業ニーズ調査の実施

●権利擁護システムの構築

- ・ひとり親世帯、在住外国人への支援

●研修・教育・啓発の推進

- ・女性の意思決定過程への参画の促進
- ・事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 など

●人権ネットワークの形成

- ・DV被害者の安全・安心の確保と自立に向けた支援の充実

子ども

社会全体が一体となって未来を担う子どもたちの人権を尊重し、子どもの育成、児童虐待やいじめなどの防止、家庭や地域活動における啓発活動や青少年の健全育成のための施策を推進します。

●調査・現状把握

- ・全児童生徒を対象にした「無記名アンケート」及び全教職員を対象としたアンケートによる実態把握
- ・子どもの貧困の実態把握のための市民アンケート及び対象者アンケート、支援者ヒアリングの実施 など

●権利擁護システムの構築

- ・子どもの視点に立った相談・指導等の対応
- ・経済的に困窮している家庭の子どもなどに対して、貧困の連鎖を生まないための学びや育ちの支援 など

●研修・教育・啓発の推進

- ・子どもの人格と権利を尊重する社会意識の醸成
- ・子どもの自尊感情を高め、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・態度・意欲を育成する学校教育の推進

●人権ネットワークの形成

- ・「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく、未然防止から早期発見・早期対応、再発防止に至る総合的な児童虐待防止施策の推進

高齢者

高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、高齢者の権利を擁護するなど高齢者の人権を尊重した施策を推進します。

●調査・現状把握

- ・横浜市高齢者実態調査の実施

●権利擁護システムの構築

- ・高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応、介護者への支援
- ・高齢者の孤立を防ぐための地域の中の支え合い・見守りの仕組みづくりや成年後見の推進

●研修・教育・啓発の推進

- ・高齢者が安心・安全に暮らすためのバリアフリー[※]の推進やユニバーサルデザイン[※]の普及啓発 など
- ※「バリアフリー」… 高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。
- ※「ユニバーサルデザイン」… 年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していくという考え方。

●人権ネットワークの形成

- ・高齢者が自分らしく活動し、社会参加できる環境づくり
- ・認知症についての正しい理解と、認知症になっても地域で安心して暮らせる支援体制づくり

障害児・障害者

「障害」を社会の側の課題として捉える視点を持ち、障害者の権利を擁護する施策を推進します。

●調査・現状把握

- ・障害者プラン策定にかかる当事者アンケート等の実施
- ・障害者差別に関する相談事例の把握

●権利擁護システムの構築

- ・合理的配慮の実施の推進
- ・障害者虐待の根絶 など

●研修・教育・啓発の推進

- ・個々の障害特性に応じた、地域社会等での障害理解の促進
- ・障害のある人と障害のない人との交流を通じた相互理解の促進 など

●人権ネットワークの形成

- ・様々な分野における政策形成プロセスへの障害当事者の参画
- ・就労をはじめとする社会参加の促進

同和問題

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のための施策を推進します。

●調査・現状把握

- ・人権に関する市民意識調査の実施

●権利擁護システムの構築

- ・本人通知制度[※]運用による本人の権利利益保護及び個人情報の不正取得抑止 など

※「本人通知制度」… 本人の権利及び利益を保護し、住民票等の不正取得を抑止するため、住民票の写しや戸籍謄本等が本人以外の第三者に不正に取得された場合に、その事実を本人に通知する制度。

●研修・教育・啓発の推進

- ・同和問題の現状についての認識及び解決に向けた職員への研修・啓発
- ・身元調べや同和地区に関する問い合わせ等の現状を踏まえた研修の取組 など

●人権ネットワークの形成

- ・行政・市民・地域・事業所・団体などの連携による啓発取組

外国人

国籍や文化の違いにかかわらず、同じ横浜市民として、互いを理解し、日本人も外国人もともに地域社会を支える主体となるような活力ある多文化共生社会に向けて施策を推進します。

●調査・現状把握

・外国人意識調査の実施

●権利擁護システムの構築

・多言語による広報と情報提供の推進
・日本語学習支援 など

●研修・教育・啓発の推進

・外国人児童生徒への母語教育
・多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

●人権ネットワークの形成

・法律・医療・福祉等専門分野におけるサポート体制の整備 など

疾病

市民が、安心して適切な医療を受けることができ、また、疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会に向けて施策を推進します。

●調査・現状把握

・横浜市民の医療に関する意識調査の実施

●権利擁護システムの構築

・医療従事者等における患者の立場に立った対応
・HIVや新型インフルエンザをはじめとして、感染症に対する正しい理解の上に立った対応

●研修・教育・啓発の推進

・市民・マスコミ等に対して啓発するための市職員に対する正しい知識の普及
・インフォームド・コンセントの必要性についての医療従事者に対する啓発

●人権ネットワークの形成

・相談機関や医療機関などとの連携・協力

職業差別

それぞれの職業に従事する人々が等しく尊重され、いきいきと働き、生活できるよう施策を推進します。

●調査・現状把握

・人権に関する市民意識調査の実施

●権利擁護システムの構築

・自分自身の課題の解決や可能性の発揮に向けて行う取組（エンバウメント）の支援

●研修・教育・啓発の推進

・人と動物との関係について自分自身の思いを点検し、問い直す職員・教職員への研修・啓発
・市民への広報・啓発の推進 など

●人権ネットワークの形成

・関連機関からの情報やノウハウの提供などの連携・協力

ホームレス

ホームレスの基本的な人権を尊重し、路上生活からの脱却を支援するとともに、市民の理解を深めるなど、総合的な施策を推進します。

●調査・現状把握

・ホームレスの実態に関する全国調査の実施

●権利擁護システムの構築

・自立支援施設等の施設入所者に対する入所者本人を尊重し、その人権の擁護を第一にした利用者本位の支援・サービス提供

●研修・教育・啓発の推進

・「広報よこはま」や人権研修などを通じた啓発
・学校における生命尊重を基本とした人権教育の推進

●人権ネットワークの形成

・「第3期 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づいたホームレス自立支援施策の推進

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

性的少数者の人々が「自分らしく」いきいきと生活できるよう、差別や偏見、暮らしの中での困難などを解消するための施策を推進します。

●調査・現状把握

・人権に関する市民意識調査の実施

●権利擁護システムの構築

・個別専門相談窓口や交流スペースの提供

●研修・教育・啓発の推進

・職員、教職員に対する性的少数者についての研修及び相談窓口における対応強化
・性別違和のある児童生徒が抱える問題に対する教育現場での配慮 など

●人権ネットワークの形成

・ノウハウを持つ人権関係団体・NPO法人などとの連携・協力

自死・自死遺族

自殺問題を正しく理解し、相談機関・窓口や関係機関との連携協力体制の強化や適切な支援につなぐための施策を推進します。

●調査・現状把握

・自殺に関する市民意識調査の実施

●権利擁護システムの構築

・関係機関・団体による相談体制の充実
・ピアサポート※ができる場の提供

※「ピアサポート」… 同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」(ピア)）が、体験を語り合い、感情を共有し、支え合うこと。

●研修・教育・啓発の推進

・自死・自死遺族、自殺対策についての職員への研修・啓発及び市民、地域、関係機関等への啓発

●人権ネットワークの形成

・相談機関・窓口や関係機関間のネットワークの構築

インターネット等による人権侵害

インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、市民（特に子ども）、事業者等にも様々な機会を通じて啓発を推進します。

●調査・現状把握

・人権に関する市民意識調査の実施
・子どもたちのネット利用に係る実態調査の実施

●権利擁護システムの構築

・相談機関や窓口の周知

●研修・教育・啓発の推進

・各種事業を通じたインターネット使用におけるモラルやリスクについての啓発
・インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者への啓発など

●人権ネットワークの形成

・ノウハウを持つ人権関係団体・NPO法人などとの連携・協力

災害に伴う人権問題

避難生活における安心・安全の確保、女性や災害時要援護者などに配慮した避難支援体制の整備に向けた施策を推進します。

●調査・現状把握

・人権に関する市民意識調査の実施
・横浜市民意識調査の実施

●権利擁護システムの構築

・災害時要援護者への配慮や男女共同参画の視点の防災計画等への反映

●研修・教育・啓発の推進

・災害に備えるための避難所運営訓練等の実施・周知・啓発

●人権ネットワークの形成

・支援のノウハウを持つ人権関係団体・NPO法人などとの連携・協力

その他の課題

●先住民族

●拉致被害者等

●犯罪被害者等

●刑を終えて出所した人

●人身取引（ヒューマン・トラフィッキング）

●ハラスメント

●生活困窮者

など



人権問題は社会のあらゆる分野で多岐に渡り広がっています。そうした中、それらの歴史や特性に十分に配慮し、教育・啓発から相談・支援まで、途切れの無い取組が必要とされています。また、人権問題に直面している人々は複合的な困難を強いられている場合が多くあります。

差別されている当事者の背景にある課題や複合的な困難に対する認識を深めることも人権問題を考える上で大切です。

第6章 市民・地域団体・事業者の皆様へ

人権問題の解決のためには、行政だけではなく、市民、地域団体、事業者を含めて社会全体で取り組んでいくことが重要です。また、事業者の中でもマスメディアの役割には大変大きなものがあります。市民をはじめとする地域社会の全ての主体が、その意義を理解して活動することにより、人権を尊重しあい、誰もが心豊かで暮らしやすい社会が実現されます。

市民の皆様へ



YOKOHAMA

- (1) 積極的な自己啓発
- (2) 差別されている当事者とのふれあい
- (3) グループなどによる自主的な活動
- (4) 日常生活での実践

地域団体の皆様へ



- (1) 啓発・研修の取組
- (2) 差別されている当事者の参画の促進
- (3) 地域としての取組

事業者の皆様へ



- (1) 就職差別の解消
- (2) 誰もが働きやすい職場づくり
- (3) 地域社会の一員としての企業

【平成27年度 人権啓発ポスター】



大切にしよう
人を思う心

人権尊重

世界人権宣言第1条
すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

横浜・横浜市政府教育委員会
〒220-8501 横浜市西区みなとみらい4-1-1
045-261-2111

横浜市人権施策 基本指針改訂素案への御意見

該当する□にチェックを入れて、御意見を記入してください。

- 第1章 人権問題についての基本認識
- 第2章 人権施策基本指針策定にあたって
- 第3章 人権施策推進の考え方
- 第4章 人権施策推進のための取組
- 第5章 様々な人権課題への取組
 - 女性 子ども 高齢者 障害児・障害者 同和問題
 - 外国人 疾病 職業差別 ホームレス 性的少数者
 - 自死・自死遺族 イノベーション等による人権侵害
 - 災害に伴う人権問題 その他
- 第6章 市民・地域団体・事業者の皆様へ
- その他

【御意見】

キリトリ

「横浜市人権施策基本指針」を改訂します。 改訂素案について市民の皆様の御意見をお寄せください。

募集期間

平成28年
7月5日(火) ~ 8月15日(月)

(当日消印有効)

横浜市では、人権を基調とする市政及び人権施策の総合的・体系的推進を図るため、「横浜市人権施策基本指針」を策定しました。(策定:平成10年 改訂:平成23年)

前回改訂から約5年が経過し、新たな人権課題への対応や、人権に関する法整備が進んでいる状況等を踏まえ、本指針の改訂を行います。

改訂を行うにあたり、この「横浜市人権施策基本指針改訂素案」について、市民の皆様の御意見を募集します。市民の皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、指針を改訂します。

また、お寄せいただいた御意見と、それに対する横浜市の考え方などについては、後日、横浜市のホームページ等で公表します。

なお、電話での御意見の受付や、御意見への個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。



郵便はがき

231-8790
017

(受取人)
横浜市中区港町1-1
横浜市市民局
人権課 行

見本

御住所 又は所在地	
(ふりがな)	
御名前 又は団体名	

御意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って、適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

御意見の提出方法

御名前、御住所を明記のうえ、次のいずれかの方法で、御意見をお寄せください。FAX、電子メールの場合は、「横浜市人権施策基本指針改訂素案」への御意見である旨を明記してください。

- ① 郵便
左のはがきを切り取り、御使用ください(切手不要)。
- ② ファクシミリ
045-681-5453
- ③ 電子メールアドレス
sh-jinken@city.yokohama.jp

資料の閲覧・配布場所

各区役所区政推進課、市民局人権課・市民情報センター、地区センター等市民利用施設
【ホームページにも掲載しています】
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/jinken/>

問い合わせ

横浜市 市民局 人権課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL:671-2718 FAX:681-5453